［項を削る。］	

ジニトルミド	
鶏の筋肉	0.1ppm
その他の家きんの筋肉	3ppm
鶏の脂肪	2ppm
その他の家きんの脂肪	3ppm
鶏の肝臓	0.1ppm
その他の家きんの肝臓	4ppm
鶏の腎臓	6ppm
その他の家きんの腎臓	6ppm
鶏の食用部分	6ppm
その他の家きんの食用部分	6ppm
［略］	
［(2)～(6)　略］	
［８～12　略］	
［Ｂ～Ｄ　略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、小麦に残留するアフィドピロペンの量の限度、米、小麦、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、さといも類、かんしょ、クレソン、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎ、にんにく、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実に残留するグルホシネートの量の限度、その他の家きんの脂肪に残留するジニトルミドの量の限度、米に残留するペントキサゾンの量の限度並びに大麦及びなたねに残留するメピコートクロリドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

その他告示

○外務省告示第二百十二号

令和七年十二月二十四日にベオグラードで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定について、セルビア共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和八年五月六日に受領した。我が国は、令和八年六月三十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、セルビア共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条1の規定に従い、令和八年七月三十日に効力を生ずる。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十三号

令和七年十二月五日にアスンシオンで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、パラグアイ共和国はこれを同日に受領した。同協定がその二十八条1の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十四号

令和七年二月六日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定について、ザンビア共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和七年九月九日に受領した。我が国は、令和八年六月三十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、ザンビア共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条の規定に従い、令和八年七月三十日に効力を生ずる。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十五号

令和七年十二月十九日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、タジキスタン共和国はこれを同日に受領した。同協定がその第二十九条1の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充